

市民動物園会議
認定動物園支援事業部会

議 事 録

日 時：2022年8月1日（月）午前10時開会
場 所：円山動物園 動物科学館ホール

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

私は、経営管理課長の佐々木と申します。本日、部会長が選出されるまで司会進行を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日が第1回目となります市民動物園会議認定動物園支援事業部会を開催するに当たりまして、何点かお知らせがございます。

今日は、この部会の立ち上げ日となります。皆様におかれましては、動物園条例の制定にご理解をいただき、部会の委員就任をお引き受けいただいたことに感謝申し上げます。

議事を始める前に、委員就任に伴う委嘱状についてご案内いたします。

吉中委員以外は、この部会の親会議であります市民動物園会議の臨時委員として委嘱されることとなっております。委員の委嘱状についてはそれぞれの机の上に配付しております。本来であれば市長または代理の職員から交付を行うところですが、大変恐縮ではありますが、交付は省略させていただきます。

併せてのご報告となりますが、親会議の臨時委員が部会に所属することについては、親会議であります市民動物園会議の委員長が決めることとなっております。本日お集まりの皆様は委員長から指名され、認定動物園支援事業部会に所属となっておりますことをご報告させていただきます。

それでは、次第の一つ目に移りますが、園長の神からご挨拶を申し上げます。

○事務局（神円山動物園長） おはようございます。円山動物園長の神でございます。

このたび、市民動物園会議の認定動物園支援事業部会の委員就任についてご快諾をいただき、ご参加をいただきましたことに感謝申し上げます。

動物園条例につきましては、着手から約3年の検討期間を経て、今年6月に何とか制定することができました。制定に至る経緯、きっかけですが、条例の前文でも触れておりますとおり、マレーグマの誤った飼育管理により、尊い動物の命を奪ってしまいました。その後、様々な改革を円山動物園、札幌市を挙げて進めてまいりましたが、その根幹となるものが動物園条例です。

そして、その柱の一つが認定動物園制度です。今後、その運用に向けて、皆様の専門的な見地、経験からよりよい認定制度にしていきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

2. 自己紹介

○事務局（佐々木経営管理課長） それでは、自己紹介に移ります。

まずは、事務局からお願いいたします。

○事務局（山本飼育展示課長） 飼育展示課長をしております山本と言います。獣医師でもあります。よろしくお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 経営管理課調整担当係長の森山です。この部会を担当す

ることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） 続いて、委員の方々にお願いいたします。

伊勢委員から、所属、お仕事の内容、動物や動物園に対する思いなどを簡単にご紹介していただければと思います。

○伊勢委員 おはようございます。おたる水族館の館長の伊勢と申します。

この5月まで日本動物園水族館協会の副会長も受けておりましたし、ここの動物園条例の部会にも参加させていただいた経緯があります。日本で初めての条例で、全国からも非常に多くの注目を受けているものでありますし、この条例自体が広く日本に広まって、野生動物飼育施設としての地位を確固たるものにしていただいて、日本の動植物を守る一施設に位置づけられるような動物園や水族館がたくさん増えていくことを期待しております。

隣町の小樽で水族館事業を半世紀にわたって行っておりますが、我々の施設でもまだ追いつかないところがあります。札幌の取組を見習いながら邁進していきたいと思っております。

今回もお声がけをいただきましたので、何かお力になればと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○郡山委員 酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類で動物行動学を主に教えております郡山と申します。

これまで、自分は、野生動物の研究から、飼育下の動物園、水族館の研究に至るまで幅広くやっております。特に、北海道ではイルカやトド、また、アフリカではチンパンジーやゴリラの研究をやってまいりました。今、円山動物園でも実験をさせていただいており、円山動物園の取組についてはよく理解しているつもりではありますが、何かしら私の知識でお手伝いできればと思っております。

よろしく願いいたします。

○並木委員 帝京科学大学の並木と申します。

現在は、大学の学生指導から離れ、運営に携わり始めております。お声をかけていただいて大変光栄ですが、役割としては保全教育が動物福祉とどういうふうに関連づけられ、広く市民に対して開かれた動物園になっていくかということかと存じます。また、全日本博物館学会でも常任委員をさせていただいております。今の国際的なミュージアムの方向としては、資料保存から人々のウェルビーイングに対してその資料をどういうふうを活用していけるのかというシフトが起こっておりますので、そうした世界的な流れの中でWAZAやJAZAの動きの中で先進的な役割を円山動物園が果たしていけると思っておりますので、その観点からご協力をさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○吉中委員 おはようございます。酪農学園大学環境共生学部の吉中と申します。

2017年から今の酪農学園に参りました。その前は、7年ほど、国際連合の生物多様性条約の事務局で働いておりました。その前は、日本の国立公園の現場で働く機会が多くありました。そんなことから、今、並木委員もおっしゃいましたが、世界の動き、国際的

な枠組みが現場にどういう影響を与えているのか、あるいは、現場から国際的な動きに何を持ち込めるのか、そんなことに興味を持ってやっているところです。

円山動物園とは、私が大学に来た2017年頃から勉強させてもらいながらお手伝いしてきたところです。ビジョン2050をつくる作業に市民動物園会議の一員として携わることができ、とても勉強になりました。それが条例という形になったということで、動物園関係者の方には本当に敬意を表したいと思います。

先ほど園長がおっしゃったとおり、認定動物園制度はこの条例の大きな柱になるのではないかと期待しておりますので、何かしらお手伝いできればと思っております。動物園が国際的な動き、あるいは、生物多様性、地球環境に向けての市民の人たちの窓口としてとても大きな可能性を持っているのではないかと思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○綿貫委員 京都大学野生動物研究センターの綿貫と申します。若輩者ですがけれども、委員にご指名をいただき、本当に光栄に感じております。ありがとうございます。

私自身は獣医師ですが、獣医になってから、犬一匹、猿一頭、治したことはありません。専門は動物園学だと言い張ってきています。京都大学のほうでは、大型類人猿情報ネットワーク——GAINという国内のすべての飼育下の類人猿の個体情報のデータベースを管理し、学術的価値を上げていくというプロジェクトで活動してまいりました。その後、日本モンキーセンターでも兼任ということで、現在は附属動物園部長として動物園を管理する仕事をしております。その後、2019年、2020年の2年、環境省に出向し、野生生物課の希少種保全種推進室で国内の希少種を保全する事業に携わってまいりました。昨年度より戻りまして、拠点は愛知県犬山市のモンキーセンターです。

肩書ばかりがたくさん並んでいるのですが、神戸どうぶつ王国にも籍をいただいております。そちらで日本動物園水族館協会の生物多様性委員会の保全戦略部に所属しております。環境省時代の経験も生かしつつ、引き続き生物多様性保全に携わっています。

今回の部会に参加させていただくわけですが、私個人もここで勉強させていただけたらという思いでおります。どれだけお力になれるかは分かりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） ありがとうございます。

皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

3. 部会長の互選及び職務代理者の指名

○事務局（佐々木経営管理課長） それでは、部会長の互選及び職務代理者の指名です。

お手元にあります参考資料1をご覧ください。

市民動物園会議関係の条例規則を抜粋したものですが、1枚おめくりいただきまして、市民動物園会議規則をご覧ください。

こちらの第6条の部会の第2項に部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員

の互選によってこれを定めるとしております。これに基づき、5名の皆様から互選をしていただきたいと思いますが、自薦、他薦はございませんか。

○伊勢委員 事務局から提案がなければ、私からご提案させていただきます。

部会長には吉中委員にお引き受けいただければと思います。

市民動物園会議の委員長でもいらっしゃいますし、円山動物園の改革、未来に向けての推進に長く深く携わられていらっしゃいますので、今回も先導をいただければと思い、ご推挙申し上げます。

○事務局（佐々木経営管理課長） ただいま吉中委員をとというご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（佐々木経営管理課長） それでは、部会長につきましては吉中委員にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議長となる吉中部会長が万が一ご欠席された場合の議長の代理をお願いする方についてです。

第6条第4項に部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとなっております。

吉中部会長、ご希望はございませんか。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

本当に微力ですし、先ほどの皆さんの自己紹介を聞いていても私がいかに動物園のことを知らないかが分かったかもしれません。私もこの会議の中でもいろいろと勉強させてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、部会長代理についてですが、コロナのこともあり、私がいつ来られなくなるかは分かりません。どなたでも務めていただけると思うのですが、同じ大学の同僚として郡山委員にお願いいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） 郡山委員、よろしいでしょうか。

○郡山委員 お引き受けいたします。

○事務局（佐々木経営管理課長） 郡山委員、よろしくお願いいたします。

以上、必要な事項の確認が終わりましたので、ここからは吉中議長の進行により第1回部会を進めていただきたいと思います。

吉中議長、よろしくお願いいたします。

4. 議 事

○吉中議長 それでは、議事を進めます。

お手元に次第があります。また、後ろにきれいに整理されて資料が置かれていたかと思っておりますので、ご確認ください。

今日の議事は1から3までが予定されております。

順次進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一つ目は、部会に付託された審議事項（条例概要含む）及び検討スケジュールについてです。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長） 今日で部会で審議する内容についてご説明しますが、その前に、まずは条例の規定の概要についてお話しした上で部会のお話をさせていただきます。

お手元に資料2という条例の全文が印刷されたものがあります。そして、資料3という条例の概要についてまとめたものを用意しております。

資料4以降は部会の審議事項に関するものとなります。

まずは、資料2と資料3で動物園条例の概要について簡単にご説明させていただきます。

資料3でご説明しますので、そちらをご覧ください。

まず、1の全体構成、規定項目等です。

札幌市動物園条例についてですが、どのような条例かと聞かれたときはこのように説明しております。動物園の運営目的や実施事業等を明確化し、その取組を促進する施策を定めた条例です。

次に、運営目的や実施事業がどこに規定されているのかについてです。

この条例は、前文から第7章までで構成されておりますが、第1章の総則、第2章の動物園の規定の中で動物園のあるべき姿や運営目的や実施事業などを定めております。括弧書きに書いておりますが、これは動物園の存在意義にも関わるものです。詳しい中身については資料2の条文で確認していただくこととなりますが、ここでは割愛いたします。

そして、第3章の認定動物園です。まさにこの部会で検討するところですが、動物園の自主的な取組を促進する制度として規定しております。この制度によって市内の野生動物を飼育、展示している施設がこの条例の動物園になってどんどん取り組んでいけるようになるための支援制度となります。

第4章の円山動物園では、この条例の理念に沿って円山動物園がどのように取り組んでいくのかという基本的な取組事項を定めております。

第5章の基金は、市営である円山動物園の施設整備などに充てるのはもちろん、市内の認定動物園に対して基金を使って助成することができるように設けたものです。市民、事業者の寄附金を積み立て、そのお金を認定動物園に助成するという取組の基点となります。

そして、第6章の市民動物園会議ですが、この部会も含めて、客観的、専門的なチェック機関として条例の中で位置づけております。こういった項目を規定することにより、動物園の取組を促進していけるようにと整理され、制定されました。

なお、この条例は6月6日に公布、施行されましたが、一部が未施行となっております。この部会で検討する認定制度もそれに当たります。また、第2章の動物園がどのような取組をするかを示している第7条から第9条も未施行です。認定動物園に対して助成する第22条、市民動物園会議の事務のうち、認定動物園の認定や助成に関する審査も未施行とな

っておりますが、この部会で認定制度について議論され、制度が固まった後に施行することが予定されております。

続いて、2の条例の目指すもの、運用イメージですが、これらの規定をどのように動かしていくかです。札幌市、そして、動物園、ここには円山動物園も含まれますが、市民、事業者というそれぞれの主体がある中、動物園としては市民や事業者に生き生きとした動物を見ていただいて、自然を感じる機会や学びを提供し、それを受け取った市民や事業者は、動物園の取組もそうですし、動物に理解、関心を深めていただき、ますます施設を利用してもらい、あるときは動物園の取組に参加、協力していただき、あるときは寄附金などで支援をしていただく、という関係を持つなど、よい循環をつくっていき、札幌市は動物園の取組を市民や事業者に周知し、市民が動物園に対して支援できるようチェックし、基金や市民動物園会議という仕組みを設けて運用するということです。

一方、動物園に対し、札幌市は、認定動物園という制度をつくり、今の取組をさらによくしていくため、情報提供や助成金などで支援します。

こういったことを通じて動物園、市民、事業者の関係をさらによくしていこうということです。また、それを通じて、下にありますけれども、条例の目的である野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に貢献し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与したいということです。

ここまでの、簡単ですが、概要になります。

2ページをご覧ください。

動物園と条例の軸である認定動物園制度、動物園応援基金、市民動物園会議、これらがどのように機能するかをフローで描いた絵があります。あわせて、3ページには、動物園条例の抜粋として、認定動物園制度に関係する規程を載せております。ここで下線を引いているのが左側のフローに表示されています。

まず、2ページのフローの一番上ですが、認定されるまでです。動物園側から札幌市に対して認定の申請をし、札幌市は市民動物園会議、これは認定動物園支援事業部会を示していますが、この部会で審査を行い、審査結果として認定基準を満たしていれば、札幌市がその動物園を認定します。

そして、認定されたらどういう動きになるかが下の認定後のフローです。

認定動物園は、助成金を交付してほしいというとき、助成金を札幌市に対して申請します。札幌市は、市民動物園会議、認定動物園支援事業部会にチェック依頼し、大丈夫であれば基金から認定動物園に対して助成金を交付することになります。

一方、札幌市の右側になりますが、認定されたところに対し、施設名や取組の広報をしていきます。これを制度のメリットとして挙げておりますが、市民や事業者にしっかりと公表し、こういう取組をしています、見に来てくださいということも含め、周知します。市民、事業者がその取組に共感していただければ、認定動物園に足を運び、見ていただくほか、直接支援するということもあるかと思えます。これに加え、基金に対して寄附する

という仕組みもありますので、そういった行動をしていただけるよう、札幌市としては呼びかけます。

そして、認定動物園では、下のほうに（仮）保全活動連携協議会というものがあつて、条例に規定されております情報提供、助言その他必要な支援を行うことができるのですが、それに当たる制度として、認定動物園で集まる場に札幌市や関係機関も入つて、動物園が行う保全活動といいますか、これからどのようにしていったらうまく結びついていくか、どういう連携が必要かという情報交換をし、取組を促進するのと併せ、研修会や講習会などで技術の支援もしていきます。また、合同研究発表会もこの連携協議会の中でやっていくことができるのではないかと考えております。これは、まだ仮の段階ですが、イメージとして載せておまつて、そうしたものを札幌市が設置し、運営するということです。

このように、認定されたことにより、市民、事業者、札幌市がいろいろな形で関わつていくことを考えていきたいと思つております。

4に認定動物園支援事業部会の位置づけを書いておりますが、本会議とその他の部会も併せて表記させていただいております。市民動物園会議という親会議があり、条例の第23条にあるのですが、市民動物園会議が審議や調査する事項、事柄について、（1）から（5）まで載せております。このうち、円山動物園の動物福祉規程に係るもの、動物福祉の取組の評価に関するものは、円山動物園動物福祉部会というものが設置されておまつて、そちらで審議いたします。そして、認定動物園支援事業部会は、（1）の動物園の施策に関わるもの、認定動物園がその一つになるのですが、その審議をいたします。また、（4）や（5）にあるのですが、認定動物園の認定、助成の審査について担当することとなっております。

以上、条例の概要からこの部会の位置づけまでご説明させていただきました。

引き続き、資料4と資料5についてご説明させていただきます。

資料4は、6月17日に札幌市長から市民動物園会議に諮問書として交付されたものになります。動物園条例に基づき、下記のとおり、市民動物園会議に諮問しますということで、諮問事項が二つあります。一つは、第8条に基づく動物福祉規程案について、もう一つは、第10条に基づく認定制度に係る認定要件及び助成制度案についてです。

そこで、6月25日に開かれた市民動物園会議で、先ほどご説明したように、部会を設け、それぞれの部会で審議するということが決定され、今日開かれました認定動物園支援事業部会では（2）の認定制度に係る認定要件と助成制度案について審議することが決まりました。

資料5をご覧ください。

今ご説明してきましたが、審議事項が（1）から（3）までであるということです。米印で補足がありますが、上記のうち、（2）と（3）は認定制度が決定した後に出てくる助成の審査のことになりまして、まだ必要な事務にはなっておりません。

なお、(2)と(3)は当部会の決議を本会議の決議とみなすことができるということが先日の6月25日の会議で決まりましたが、いずれも今後の部会の事務の位置づけになりまして、まずは(1)の認定制度について審議をしていただくこととなります。

3の当部会の委員の任期ですが、認定制度の要件と助成制度の審議が終了するまでとさせていただきますので、予定としては今年の12月末までを想定しております。

4の検討スケジュールですが、今日、第1回を開催し、主な議題は認定制度の在り方についてとなります。そして、第2回を9月の中旬辺りに開き、今日議論したことを踏まえ、認定要件や基準について固めていきたいと考えております。そして、市民動物園会議の親会議を10月初旬に挟み、そこでの部会での議論を報告します。それから、そこでの意見を踏まえ、第3回を10月中旬に開きます。それまでに地域要件などの整理が済みましたら、次はお金を出す制度について議論していきたいと考えております。まだ認定に関する要件が詰まっていない場合は、5回、6回と回数を増やすことも検討しております。

助成制度、その他の支援制度についての話が尽きましたら、11月下旬を予定しておりますが、市民動物園会議へ報告する答申案となるこの部会での検討結果の最終確認をし、12月上旬に市民動物園会議へ報告し、答申案を審議していただきます。その審議内容でいいとなりましたら札幌市へ答申するという流れです。

その後、札幌市において、この制度を決定し、未施行の条文も決定し、早ければ来年1月から開始いたします。認定は1月から開始しますが、年度で予算を編成している関係もあり、助成金は令和5年度からとなります。ただ、来年春に市長の統一選挙があるものですから、予算編成がイレギュラーとなります。4月当初から始められるものもありますが、場合によっては7月以降の予算づけになる可能性もありますので、4月または7月以降と書いております。

以上、認定制度、そして、関連する助成金の制度の検討スケジュールについてご説明させていただきました。

○吉中議長 どうもありがとうございます。

今、詳細にご説明していただきました。条例の概要、認定制度の条例の中での位置づけ、さらに、我々のやるべきこと、今後のスケジュールについてでしたが、ご質問やご不明な点がありましたらお伺いいたします。

○並木委員 すごく素朴な疑問ですが、この支援事業部会の役割についてです。

資料3の2ページの4の部会の位置づけというところでは円山動物園動物福祉部会と並んで支援事業部会があるのですね。ここに円山動物園を想定しているというのは分かるのですが、手を挙げる事業者があると、そこも含めた支援事業部会ということですか。

向こうはわざわざ円山動物園と書いてあるので、その範疇を教えてくださいませんか。

○事務局(森山調整担当係長) まず、資料2の5ページの条文の第10条をご覧ください。

第3章で認定動物園とあり、第10条がありますが、認定動物園というのは、第10条

の2行目ですが、動物園（円山動物園を除く）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件に適用すると認められるものについて、その申請により認定すると規定したところですが、ですから、円山動物園ではなく、札幌市内で動物園条例に該当する動物園から申請が上がったときに認定するということとなります。市内には、何か所か、この条例に沿った取組を行い得る施設があると見ておりますけれども、そこが対象になるということです。

円山動物園はというと、第4章にこの条例に基づく取組として規定が細かくありますので、これに沿ってしっかりとやっていく、ということが規定されております。場合によっては、認定要件を決めた後、円山動物園はこの要件に合っているのかというチェックがどこかであるかもしれませんが、条例上の認定制度には円山動物園は入りません。

一方、円山動物園動物福祉部会についてですが、市民動物園会議の事務の中に円山動物園の動物福祉を見ていくということでのいろいろな事務が入っておりまして、円山動物園の動物福祉向上の取組を見るための部会となります。

逆に言うと、この条例では市内の動物福祉に関する取組をどうにかするという事は考えておりません。認定動物園支援事業部会で動物福祉に関する取組についてどのような支援ができるかは検討に入ってくる可能性はありますが、動物福祉だけのための検討部会は円山動物園以外にはないということです。

○吉中議長 私や伊勢委員はこの条例の策定のプロセスをずっと見てきましたが、ほかの委員にとってはちょっと分かりにくいところがあるのではないかと思いますので、どんどんお聞きいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、中身の話を聞いてから議論を進めさせていただきます。

非常にタイトなスケジュールですが、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定動物園制度の在り方についてです。

今のご説明に引き続き、具体的にこの部会でどういう観点からご意見をいただきたいかについてのご説明をいただきたいと思います。

○事務局（森山調整担当係長） A4判両面の資料6をご覧ください。

認定動物園制度の在り方ということで、この制度を固めるに当たり、どういう項目を検討しなければならないかを箇条書きにしております。認定動物園制度と申し上げて、認定することに加え、認定された後の助成金を出すということも含め、認定動物園にどういう支援をするかという二つを考えなければなりません。

まず、表面は認定に関わるもので、裏面が助成金を出すに当たって詰めていく項目、あるいは、お金以外の支援について、どのようなものが考えられるかを載せております。

本日は、表面の認定のことについてです。

まず、認定されることの意義、メリット、効果についてです。

この条例を検討する中で認定動物園制度を設けた経過としては、結局、何かを規制する

条例ではないので、理念だけをうたった、いわゆる理念条例とすることになるが、やってもやらなくてもよいことを掲げた条例を制定して何か意味があるのか、市内の動物園に条例に沿った取り組みをやってもらわなければ規定する意味がないのでは？というご指摘をいただく中、どうやって実効性を担保するのかを考えました。その中で、しっかりとやっているところを市が認めるとすれば、条例に沿って進もうとしているところなのか、そうではないところなのか分かるというご意見があり、認定制度が提案されました。

つまり、条例で言うこの取組をしなさいということをしてきているところを認めたいということがあって認定動物園制度が規定されたということです。しかし、その中では、レベルが高いところを認定するべきだという意見もあれば、認定される要件があまりに高過ぎると、手が届かず、結局、断念してしまい、機能せず、どこも対象にならない制度になってもいいのかという議論もありました。

条例に該当するには動物園の定義に当てはまるような取組をしていないと駄目ですが、そこにも手が届かない施設が市内にはあるのではないかと、しかし、そういったところも一緒になってこの条例で言う動物園が行うべき取組に向かっていく動きも必要になってくるのではないかとということで、まだ取り組んでいないところでも取り組めるようにする必要もあるのではないかとこの考えも出ていました。

この両論に分かれたわけですが、まずは、これについてご議論をいただきたいと思っております。レベルを高くして、これぞ、条例で言うすばらしい動物園ですという、ブランド化する方向とすべきなのか、それとも、いろいろなレベルのところがある中、低いところから高いところまで、認定の区分を分ける方向で行くのかということです。

そのほか、認定の頻度、認定期間、そして、一番肝腎な認定要件のどういうところを認定動物園とするかも議論が必要だと思っております。そして、そのための審査基準や更新方法については今後詰めていくことになります。

○事務局（神田山動物園長） 私から補足説明させていただきます。

今回、認定動物園の対象になるところはどこか、そのゴールを見据えての話だということです。

動物園条例の規定に基づくとということがベースになりますけれども、まずは野生動物を飼育、展示している施設が対象です。私たちは、昆虫などを飼育する施設を含め全てを把握しているわけではありません。ただ、分かっているところとしてはサンピアザ水族館がありますし、そのほか、札幌市の機関になりますけれども、豊平川さけ科学館があります。それから、大通水族館が来年夏に開業するというところで、再開発事業の中でビルの4階から6階までの3層を使ってやるという話があります。さらに、ノースサファリサッポロも動物を飼育、展示しておりますので、こういったところが対象であると考えておまして、これに幾つか加わってくるのかなと考えております。

○吉中議長 今のご説明に対し、ご質問があれば承りたいと思います。

○並木委員 恐らく既に協議なさっているのかもしれませんが、動物取扱業の第1種、第

2種登録の関係で、せめて第2種で登録しているところがオーケーということなのか、第2種登録もしていないけれども、こういうことを新しく始めたいというところも手を挙げていいのか、どんな順番でやっていくのかを教えてください。

○事務局（森山調整担当係長） 第1種にしろ、第2種にしろ、動物愛護管理法で対象になっている動物種は限られています。ですから、そこを前提として対象は考えていませんでした。第1種、第2種を持っていても、昆虫や魚を展示しているところも対象になります。ですから、登録していたり、届出をしていたりということではなく、これを満たせばどの動物園も対象にしようという要件をつくりたいと考えております。

恐らく、第1種も第2種も、認定要件の一要素になるという可能性はあるのですが、対象としてはせめて第2種で届出しているところを要件とするといったようなことは考えておりません。

○並木委員 特に相談した経緯もないのですね。

例えば、サンピアザ水族館に爬虫類がいるかは分かりませんが、爬虫類は登録の範疇になりますよね。協議して、どうぞご自由にとということなのか、第2種登録の網をかけた上で審査に入ったらどうですかという話があったのかを知りたかったのですが、全く独自の動きという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） そのとおりです。

○吉中議長 そのほかにいかがでしょうか。

○綿貫委員 その施設のレベルに合わせ、認定の区分を幾つか分けてはどうかという案がありましたけれども、施設数が限られている中でそこを複雑化したところで、該当するものがあるのかどうかということ聞きながら思っていました。

もしそうするとしたら、動物取扱業で言う第1種、第2種の感じのものが認定動物園制度の中にできるといいますか、ここまでできたら第2種、ここまでできたら第1種というイメージでよいのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 今日はそこまでのイメージ案を出すことはできなかったのですが、A3判横の参考資料2をご覧ください。

後ろに環境省の種の保存法の認定希少種保全動物園等認定制度の要領をつけておりますが、ほかの認定制度の例ということで、四つをまとめております。

一つ目は、認定動物園制度です。二つ目は、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度です。三つ目は、さっぽろエコメンバー登録制度、四つ目は認定農業者登録制度です。

二つ目と三つ目は札幌市の独自の施策で、4番目は、国の法律に基づく認定制度で、札幌市もやっているものです。

そのうち、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度ですが、認定区分がノーマル、シルバー、ゴールドの三つに分かれており、裏面の2ページに行きますと、活動数でシルバーかゴールドに分けております。活動数で同じように動物園でも考えるのはなかなか難しく、このとおりにはいきませんが、区分としてはこのようなものがあるということです。

4 ページをご覧ください。

さっぽろエコメンバー登録制度と認定農業者制度についてです。そのうち、さっぽろエコメンバーについて、認定区分の分類が上から6行目にあります。レベル1、レベル2、レベル3となっておりまして、下に認定要件があり、取組項目を幾つクリアできたかで分けるということです。それらに伴い、星の数でロゴマークも分けております。

これらを踏まえ、認定動物園制度については3段階ぐらいに分けてもいいのかなと考えております。一つとして、動物園条例には該当しないところですが、こういう取組をしたい、どうしたらいいですか、支援をしてほしいという希望を出されているところがあるとします。あるところまでは達成していただく必要はあるのですが、そこも支援対象にするということです。

もう一つとして、この条例の最低限の条例で書いている動物園に当たるところの要件をつくり、さらにレベルの高いものをつくり、条例の取組でも高いレベルまでできているということで評価するということです。

このように3段階で分けることで、どこのレベルにいるとしても一つずつ階段を上っていきますし、市民からもどういう取組状況かが分かるようになります。

一つだけの高い基準があると、結局、ほかの施設がどういう施設かが分からない、動物園条例で言う動物園なのかも分からないということになってしまいますので、3段階に分けることでまずは動物園条例で言う動物園に該当するところだと分かり、さらに上の取組までやっていると分かるとするというのではないかと思います。

○綿貫委員 これは4の細かい認定要件の議論に関わってくると思いますが、施設によって得意分野と不得意分野があると思うのです。ですから、グレードで決めるより、この施設はここが優れていますとする認定の在り方だと実効性が出そうな気がするなというのが今伺った感想です。

例えば、保全、教育、調査研究のうち、どれも全部できているところが星三つで、そうではなく、保全にはすごく貢献していますということで評価するということもありかなと思いました。

○吉中議長 そういうことも含め、これから詳細を議論していきたいと思えます。

それでは、どういう支援ができるかも含め、認定動物園制度の在り方について、資料6でご説明していただいた2以降が具体的なこととなりますけれども、今、綿貫委員からあった認定される大きな枠組みと申しますか、どういうところを目指しているのか、意義は何なのか、ついてこれないところは放っておいていいのか、レベル分けをするか、星制度にするか、いろいろなやり方はあるにせよ、全体的な底上げをしたほうがいいのかなどについてご意見をいただきたいと思えます。

それでは、お願いいたします。

○伊勢委員 先ほど綿貫委員がお話しされていたことは非常にもっともだと感じました。

実は、水族館は生息域内保全に関わることはあまり多くありません。当館は、たまたま

の地域柄なのでしょう、冬は前浜がアザラシやトドの越冬地に当たる場所で、そういうところで水族館事業を運営しているため、それを広く啓蒙する、伝えるということも非常に重要な役割となっています。ですから、域内の保全に深く関わられる何かをするか、域外保全も含め、生態系保全をどうするかより、こういう場所にこういうところがありますということを多くの方に伝えることが非常に重要だと思っております。つまり、たくさんの方に来ていただいて実体験する場所だということです。

例えば、サンピアザ水族館や、来年、狸小路のビルにできると言われている大通水族館は非常にたくさんの方に対して何かを伝えるすごくいい場所にあるわけですね。保全の活動としては、施設の広さも限られていますし、やれることは少ないのですが、伝えるべきこと、伝えられることについてはできるということで、役割分担ができると思っています。

先ほど綿貫委員がおっしゃったように、これとこれとこれができる星三つというところのほか、これに特化してやっているところも認定されるとなると、活動の幅が広がり、札幌の地域の自然に対しても広くお伝えすることができるのではないかと思います。

また、これは支援の中身にもよると思うのですが、支援の上限額について、星一つの場合はこの金額、星二つの場合はこの金額、星三つの場合はこの金額という分けという組み立てができればいいのかなと思います。

そして、この認定制度をつくり、動物園です、水族館ですということで手を挙げてくる施設と、我々は関係ない、とにかくたくさんのお客さんに来てもらい、収益を上げればいいのだというところもあると思うのです。でも、市民の皆さんが動物園や水族館とはどんな施設なのかを判断する一つのきっかけになるかと思っておりますので、そういう意識づけのレベルアップを図る認定の中身であれば市民にとっても分かりやすいのではないかと思います。

組み立てとしては、今後の細かいお話をしていった上で形がつけられていくのかと思っておりますが、一つのモデルとして、国が種の保存法に基づく認定制度をつくり、その認定が進んでいないということもありますので、それも鑑みながら中身を設定したらどうかと思います。

○郡山委員 いろいろな分野の達成度、それから、ぱっと見たときの達成度とするということはいいなと私も思いました。

私が入獣共通感染症をやっていたこともあり、衛生面に関しても思うところがあります。これが悪いところを排除するという方向になってほしくないのですが、こういったところに気をつけており、安全です、ちゃんと飼っていますよ、これは動物福祉に関わってくると思うのですけれども、そういうレベルを維持した飼育方法を取っているということはあるといいのかなと思っております。

伊勢委員も言われていたように、利益目的のところとそうではないところがありますよね。それが混在しているのはどうなのか、多くの人が行く場所ですので、やはり、ある一

定のレベルに到達していただいたほうがいいといえますか、そういった面が担保できるようにしてもいいのかなということです。

そして、その先にイメージしていたのが教育とのつながりです。子どもたちが行けるようなところですね。基本的には円山動物園がメインだと思うのですがけれども、この認定を受ければ、この子たちにも安心だから、例えば、受入れを許可するという言い方がふさわしいかは分かりませんが、あっせんするということです。例えば、昆虫何とか館があったとして、子どもたちは大好きですから、本家の円山動物園ではできないところをできるようにして、トータルで多種の動物を一般の方が見たり、触ったり、知識を得られるようになればいいのではないかなと感じました。

○吉中議長 安全面の視点について、動物の安全について言うと動物福祉ということかもしれませんが、来られた方の安全ももちろん大事ですね。それは条例の検討プロセスではあまり議論されてきていませんでしたか。

○事務局（森山調整担当係長） 円山動物園の章には円山動物園が安全管理や危機管理をするということは書いてあるのですが、一般の動物園のことを書いた第2章ではそこまで書いておりません。これについては、施設を運営するに当たっては、動物園に限らず、法令によって遵守しなければならないことがほとんどであり、その部分はどこにでも共通する話であって、条例に規定するものかどうかという意味では規定する必要がないという判断となり、最低限これをしてなければ動物園と言えない取組に絞って第2章を規定したということです。

○吉中議長 どうもありがとうございます。

続いてお願いいたします。

○並木委員 A3判の既にある認定事業の資料ですが、例えば、3番目のさっぽろエコメンバーの登録者と関わって、餌の納品をしています、エネルギーの調達に関して努力しているところと連携して何かをやっていますなど、札幌全体として他のエコ事業との結びつきの程度を積極的に入れていく姿勢が見られる、実際にやっているなど、つまり、単独で飼育施設がどうか福祉がどうかということではなく、全体として地球環境保全に関わっていくのだというところはアピールしたほうがいいのではないかと思います。

つまり、この認定を盛り立てる側ですね。将来に向けてこういうことを目指しましょうというものを支援しますよということですから、できている、できていないという選別というより、こういうことに関われば、市民からの支援もより得やすいですというものにすべきだと思うのです。ですから、こういう制度があるところを積極的に利用するとポイントが上がりますではないですが、アメリカだとグリーンプラクティスという制度がありますが、それに似たような、施設ごとの評価にプラスして、他の業種と連携してやっていることを入れると伸びやかになるかなと思いました。

それから、誰が評価の丸印をつけていくのか、評価項目と調査者です。これはこのポイントですね、これは丸がつきますよねというのを一体誰がやるのかという疑問があります。

項目を細かくしていけばしていくほど、正確にはなるのですが、本当にそうかどうかを誰が言えるのかという労力が必要になります。細かくしていくこととのメリットと、割と大きっぱに2段階や3段階の評価にすることと、その枠組みを分かりやすく示せるか、その方針は決めておいたほうが良いなと思います。

つまり、登録するメリットが非常に分かりやすいかどうかで、あまり細かくはないけれども、計画を立てやすい、階段を上れるイメージが湧くようにすると思います。

それから、支援についてです。事業者や市民から集めたお金をお届けするに当たり、それはこの事業にひもづけて使ってくださいという細かいものなのか、事業のどこでも使っていいとするのか、それをいつ事業者に知らせるか、どんな議論が今までにあったのか、支援金の使いやすさについて教えていただければと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 今、認定について議論していますが、裏面に書いておりますとおり、助成の内容についてはこれからこの部会で審議いたします。ただ、条例に助成することができるか書いたときのイメージは、あくまで野生動物の保全活動、この条例で言う第7条に当たりますが、その事業となります。情報交換だけに助成してもということがあるので、調査研究であれば、こうしたものに、展示や協力活動についてもプラスアルファのレベルアップの事業なら助成しますなど、そうしたことにお金を出すというイメージでした。ただ、具体的にどこまで認めるかはこれから議論しなければならないということです。

また、いろいろと意見をいただいた中で意識しないといけないことについて補足説明させていただきます。

まず、動物園条例の認定制度になりますから、条例上の動物園に該当しないと認定の対象にはなりませんし、お金を出すことにもなりません。その条例で言う動物園とは、資料2や資料3にもありますが、動物園の定義を掲載しております。まず、名称は問いません。動物園でも水族館でも昆虫館でもいいということです。ただ、中身として生物多様性の保全に寄与することを目的として運営しているところで、野生動物を主とした飼育及び展示、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組、野生動物の保全に関連する調査研究と教育活動、この四つの取組をやっているところを動物園と言うということで、この条例の対象はここになります。

その中で一番悩むのは繁殖による生息域外保全の取組について、どこまでとするのか、何をやっていないとこう言わないのかです。また、野生動物を主とした飼育展示についてですが、要は家畜だけだったらこの条例で言う動物園は該当しませんという考えの中でのような定義としたのですが、家畜種と野生種が半々だったらどうするのかということがあります。この要件を決めるときにはそこまでしっかりと線引きしないと認定できないので、そこも議論のあるところかと思っております。

そして、生物多様性の保全に寄与するという目的も、それ以外の目的を持っていてもいいのはあります。例えば、動物園としてそれをやるのはどうなのかということがあった

とき、そういったことを排除する要件もつけるべきか、それも議論しなければなりません。

ですから、動物園の定義に該当するところでどのような要件で認定していくかについてという視点でご議論いただければと思います。

○吉中議長 支援の仕組みもいろいろとあると思っていてまして、先ほどご説明があったように、まだ仮称ですが、「保全活動連携協議会」には認定されている動物園だけが参加するのか、されていないところまで参加を呼びかけるのか、支援の中には技術的な支援もあれば、並木委員のおっしゃったとおり、財政面の支援をプロジェクトベースとするのかどうかなどについてもぜひ詰めていきたいと思えます。

ただ、条例の第22条には、森山係長からもご説明があったとおり、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができるようになっておりますので、それとの関連が説明できないものはちょっと難しいのかなという印象を受けました。だから、生息域内保全をやれというわけではなく、それにつながる普及啓発や調査研究も含まれていいのかなと一委員として思いました。

それでは、続けてお願いします。

○綿貫委員 評価される対象となる施設を考えますと、仮に動物園の風上にも置けないと動物園の人たちが思うようなところがあったとして、でも、そこに暮らしている動物がいるわけですよね。そこにいる動物たちは見捨てざるを得ないのかという点は非常に悩ましいですね。

これは理念条例であるとおっしゃいましたけれども、それである以上、罰則ということではないのでしょうし、認定を受けることが魅力的であると思えるものにしなければならぬなと思いました。

仮に今はそうだったとしても、これから一つでも変えていきたいと運営者や経営者が思えるようにすることが望ましいなと思えます。そして、変わらないのであれば、市民が選択し、そういう施設には行かないようになるなど、そうするしかないのかなと思いましたが、そうしたことについて条例を制定する中で議論されたことがあれば教えていただきたいです。

認定を受ける前であっても保全や教育に興味があるという施設があれば門戸を広げていくことは重要だと思いますし、理想をみんなで目指していければいいなと思いました。

○吉中議長 大変貴重なご意見をどうもありがとうございました。

いろいろなご意見が出されましたけれども、ほかの委員の方の意見をお聞きになって、こんなことを思いつきました、あるいは、条例策定の議論の中でこういう議論があって、こうなったのですという話でも構いませんが、ほかにいかがでしょうか。

○伊勢委員 条例検討部会で非常に時間をかけて討議されたのは、動物園や水族館と呼べる施設とはどんなところかという定義についてでした。飼育動物種はどういうものが当たるのか、何をしているところが動物園や水族館なのかですね。

先ほど森山係長からご説明があったように、幾つかのことをやっていて、地域の方たち

に対し、楽しく伝える場所だよねということで、条例の枠組みを一番最初に考えたとき、そうではない施設に対して規制ができないと意味がないのではないかという話もあり、規制法にすべきだ、理念法にすべきだということが討議されました。ただ、円山動物園を含め、札幌市全体の施設のレベルを上げていくには規制法であるより、しっかりとやっているところを市民の皆さんが認めたいと条例にしようということでこのようになったという経緯があります。

ですから、先ほど皆さんからお話が出ていたことと重なりますが、今回の認定されるために何が必要なのか、動物園や水族館を運営している側が手を挙げたいと思える構造にすることが条例に合致するのかなと感じます。

本当に紆余曲折、すったもんだが部会でありまして、回数が足りず、追加でということもありました。それだけ多くの皆さんの意見が合わさって今の形になったのです。また、原案を提出した後も、それが条例の中に載っているものと途中でなくなってしまったものもあり、部会からの提案事項が全て条例になったわけでもないのですが、それも踏まえて認定制度をつくらなければならないと思います。

○吉中議長 そのほかにいかがでしょうか。

今ご説明していただいたとおり、検討部会では、いわば全体のレベルアップをどう図っていくのか、ひどい環境にいる動物を放っておいていいのか、そこにも手を差し伸べるべきではないかということでした。

そして、審査を誰がするのか、あるいは、どういう項目をチェックするのかは関連してくることで。市民動物園会議、あるいは、この部会で具体的な規定を決めた後、評価、審査という作業が出てくると思うのですが、できるだけポジティブに捉えるのか、ばつんと切っていくのか、そこにも関係する話かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○郡山委員 お話をいろいろ伺いますと、細かくすればどんどん細かくなると思うのですが、一つ思ったのは、種と展示方法、調査研究、繁殖とありますけれども、動物園条例のほうである程度決まっているものがありますよね。そこが一番理想だと考えれば、それからレベルを落として、段階を幾つか決めておき、認定動物園はそれぞれの項目に対してどのレベル以上があればいいのではないかという分け方もあるかなと思いました。

○吉中議長 条例で言いますと、第2条において、動物園の定義として、最低限、こういうものを動物園と呼ぶというものがあり、第2章で動物園とは何をするところが細かく書かれている一方、第7条で言われている教育活動や累代飼育、調査研究について、何をポイントに評価するかをこれから議論していかなければなりません。

ほかにいかがでしょうか。

○並木委員 もし私が認定されたらいいなというか、施設側だとしたら、職員教育と利用者への教育と併せ、まともなと言ったら失礼ですが、インタープリテーションとは何か、保全教育の世界基準はこうですという情報にアクセスできるチャンスがあった上でそれに

取り組もうとしているかを聞いてあげないと難しいだろうなと思いました。

なるべくいい方向にという基本的な考えの下、手を挙げてくれるところを増やすということでは、現実、それにはそぐわないところがあったとしても、こういう研修の機会というか、これを受けることによって職員教育がここまでできたということを次の年に反映できるなど、サポート的なものも入れないと見通しが立てにくいのではないかと思います。一回認定されなかったらやめようとなるかもしれないので、努力すれば報われるではありませんが、一般的に考えて、種の保存の取組や域内と域外をつなげるなど、今はやりにくい状況ですよね。つまり、野生復帰できないことのほうが多い中、保全のために市民として何ができるか、それをサポートするのが動物園や水族館ですということ、現地と連携できるような見通しが評価基準の中にあってもいいのかなと思います。

そうすると、これはどうなのだとなくなってしまいますけれども、これではちょっと厳し過ぎかなと思います。生物多様性の保全のため、域外保全の取組をしているというのは厳しいなということです。それを施設側がどう受け止め、意義を見出し、積極的に手を挙げてくれるということも期待できるのですが、若干の不安があります。

今言ったことを定義に疑念があると受け止められてしまうと申し訳ないのですが、評価のところでは研修のチャンスがあったらそれに積極的に参加する、そのチャンスを円山動物園や札幌市が積極的につくってはどうかということをお願いしておきたいと思います。

○吉中議長 今、域外保全と域内保全について、どうつないでいくのか、域内保全も動物園という定義に求めるのかということでした。条例をつくる時、相当の苦勞をされたと思うのですけれども、出来上がった条例を素直に見ると、そういった疑問が出てもしようがないのかなと思います。

私の解釈が間違っていたら正していただきたいのですが、第2章の定義のところでは生物多様性の保全に寄与することが目的となっていますが、域内保全、域外保全のことについては、域外保全について明記されていますが、第2章の動物園のところでは、第7条において、動物園は次に掲げる活動を行うということで、域外保全のための累代飼育を行うものとするがあります。一方、第2項では域内保全について別な取扱いがされていますよね。

これはそんな議論があったのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 第2項に分け、域外保全に該当するものが多いのですけれども、もともと、条例検討部会で議論をいただいたときには、域内保全の要素も入れて保全活動としてこれとこれとこれをやるべきだと挙げられたのです。

その提言後、市役所で検討する中で、域外保全と域内保全は大きく違っており、域内保全というのは、取り組んでいるところが少ないので、分けて、それに関連する活動ができていけばいいのではないかと、できればやるぐらいにすればいいのではないかとありました。

我々としては、域内保全を意識して動物園で域外保全を、その種の域外保全をやる、域内での活動が何も分からないまま、動物園で幾ら繁殖して、域外のためですと言っても結

びついていないので、意識していく必要があるのだということで、必ず域内保全に関係するようにいろいろな取組をやっていきたいと思いますという意味も含め、絶対にやるものだとしたかったのですが、努めるものとするという努力規定になりました。

また、域外保全のための累代飼育についてです。

動物園をほかから見れば、展示する動物を維持するためにただ繁殖して増やしているだけでしょうという指摘もあがる中、域外保全のための累代飼育を機能として持っていないと駄目なのです。それは、飼育している全ての種でやりなさいとしているのではなく、動物園という施設の機能として、域外保全を考えた累代飼育の技術をしっかりと身につけていきましょう、技術を向上させましょうという趣旨で入りました。そして、その考えが定義にも入ったということです。

域外保全をやっているところと言ってしまうと、成果が出ているところしか該当しないことになってしまいます。部会では伊勢委員にもお話していただきましたが、繁殖をしたくても生理生態が良く分かっておらずうまく成功しないこともあります。生態が解明されていない野生動物は長年の調査研究でようやく実を結ぶものなので、そういう目的を持って取組をやっているかどうかで判断しようとなりました。成果が出たかと言ってしまえばレベルが高くなり過ぎます。けれども、域外保全に取り組んでいるということで取組という文言が定義に入りました。ただ、それでも、域外保全をやって、スペシャルなところと見えてしまうのはこの条文の解釈を十分説明していかないといけないのですが、そういう経過があったということです。

○並木委員 累代飼育を重ね、展示動物を補完するというのには一般的にはそう見られていると思うのです。動物園は要らないと思っているような人たちからすると、持続可能性は、動物園や水族館の持続可能性を思っているだけで、地球上の生き物たちが生きていける世界をとということとは遠いのではないかと思っているような市民もいる中で、そこにちゃんとくさびを打ち、認定することによって、そういった誤解を解きつつ、保全や生物多様性について市民ができることを一緒に考えていきたいと思いますというためには必要な文言だとは思っています。

しかし、世界を見ても、はっきり言うと、動物園は要らないという人たちもいる中で戦っていく、そういう覚悟を持った条例で、そういう意味で先進的だと思っています。目指すところを盛り立てていくのですということは今言った世界情勢の中ではくさびになるだろうなと期待します。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○綿貫委員 まだまだこれからの施設も何とかしていかなければならない一方、保全については、WAZAでは世界野生生物保全戦略を出していて、これからの動物園にはそれが求められています。

ただ、保全という言葉が動物園の人たちも軽々しく使うところがあります。展示動物の維持のため、海外で人気の大型の哺乳類で、野生では絶滅のおそれがあるので、それを展

示し、個体を維持するために繁殖させているだけなのに生息域外保全と言うことも往々にしてあるわけですね。

環境省に2年いて思ったのは、保全の捉え方に国と動物園とで大きなギャップがあるということです。

例えば、認定希少種保全動植物園等制度は、種の保存法に入っており、まさに私がいたところで担当していました。私は直接の担当ではなかったのですが、要件について同じ班のメンバーから聞きますと、域内保全の主体的な参加がないと認定の対象にはならないということでした。それは、動物園や水族館がある地域の希少種をとということで、そこが参加するというだけでもいいですし、国の保護増殖事業の中で生息域外保全や野生復帰の部分をうちが担当しますということでもいいのですけれども、国内希少種であるオオワシ、オジロワシ、タンチョウなんかをただ飼っているだけではさすがに駄目ですという解釈でして、保全についてはシビアに見ていったほうがいいなと思ったところです。

○事務局（森山調整担当係長） 今日、参考資料2の一番最後のところに国の認定希少種保全動植物園等制度の認定事務取扱要領をつけておまして、3ページからが認定の審査ということで、どういう項目をどういう視点で見ることが書かれております。法律で言う動物園、植物園、水族館とはこういうところを指しますということですか、野生動植物の生きている個体の販売、貸出し、または、飲食物の提供を主たる目的とするものの解釈など、いろいろとあります。展示のほか、先ほどのレッドリスト、地域の希少種の取組をしているという視点もありますし、7ページの(10)に展示の方針その他の事項が希少野生動植物の保全に資するという基準の見方があります。(11)は展示とはこういうものだと書かれております。

これは法律の種の保存を目的として動かす制度ですから、そういう視点があるわけですが、動物園条例でも定義の中に生物多様性の保全に貢献することを目的としている施設としますので、国の要件にも合致するものが認定要件になるのかなと想定しております。ただ、ここまで細かい項目とするか、どこまで動物園条例で設ける必要があるかを整理しなければならぬとも考えております。

先ほどの認定を受けたい側の目線で話がありましたが、手続が細くなり、そのために資料を用意するとなりますと制度としては運用しづらいといいますか、機能しない可能性も出てきます。ですから、既存の事業の中で記録されているものなりホームページで公表しているものなりを見ることでやっているかどうかの判断ができる、そのぐらいでチェックできるようにしていきたいところです。

厳しく見ていくべきだという方だと、査察して、実態をちゃんと調査すべきだという意見もあると思うのですけれども、制度の運用としては書類の審査で取組をやっているのかどうか、やる気があるのかどうか、どういう計画を立てられており、どう進めようとしているのかの意思の確認で審査ができればいいのではないかと考えていたところです。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○伊勢委員 先ほど動物園の生息域内保全になかなか深く関われないというお話がありましたけれども、種の保存法に基づく認定希少種保全動物園等制度については、種の保存法という枠組みがあり、その種に限って保全活動を推進し、繁殖計画を立ててということから外れてはいけないのですが、札幌市の条例での域内保全というのは、希少種に限らず、身近な足元の自然ということですので、多かれ少なかれ、動物園や水族館はそれに関わっていることになると思います。

なお、当館は環境省の認定制度には申請していません。それは、該当種がないからであり、該当の繁殖計画を持っていないからです。しかし、地域に根づいた周辺の域内保全には多かれ少なかれ関わっていきまして、知り得た情報を来館者に伝える役割は非常に大事だと考え、そういう活動を粛々と続けています。

ですから、札幌市が、それから、札幌市周辺の生息環境や自然環境も変わってきていますし、特にヒグマについては昨今非常に大きな問題ですよね。ヒグマを展示していながら、どうしてこうしたことが近郊で起きているのかを伝えることも域内保全の一端ではないかと思っていまして、そういう意味で捉え、認定の枠組みをつくっていったらいいのではないかと感じています。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

今日いただいたいろいろなご意見を踏まえ、資料6で言う2、特に4や5で細かい議論をこれからしていくこととなります。私が今日皆さんのご意見やお考えをお聞きした中では、資料6の認定制度の1の意義、メリット、効果については、ブランド化よりは底上げ、全体を盛り立てていくのだ、低いレベルから高いレベルへということについてはご異論がないのかなとお聞きしておりました。そういう中でどのぐらい細かくレベル分けするかという話も出ましたが、3段階くらいかなというイメージがありつつ、分野ごとに優れているポイントを積み上げていく考え方があっていいのかなということ、それから、星の数に応じた支援制度、特に財政支援を考えてもいいのかなというような話もありました。一方、星がなくても、趣旨に賛同し、やりたいという意思を持っていらっしゃる方が出てくれば、いきなり財政支援に結びつかないかもしれませんが、技術的な支援、情報共有、あるいは、並木委員がおっしゃいましたように、研修会の機会を札幌市でたくさん設け、広く参加していただく仕組みも考えたかどうかということがありました。

それから、ほかの環境保全事業といいますか、環境保全の取組、特に札幌市で行われているもの、例えば、生物多様性保全計画やここに出てきているエコメンバー、あるいは、カーボンニュートラルなど、いろいろなものがありますが、それらは条例に基づく基準としてぴったりくるかは別として、札幌市全体として盛り上げていくことにつなげればいかなと思いました。

そういう意味では、今、星を全部取ることはできなくても、一つでも星を増やしていきたいという意思がある施設がこの認定を受けることでいろいろなメリットを感じていただき、一つでも増やしていく、あるいは、上に行けばいいということです。つまり、ばつん

と切るのではなく、階段を用意してあげるというイメージでつくっていくといいのかなと感じました。

○郡山委員 それでいいと思いますが、今日はどこまで決定するのでしょうか。

そういうふうにレベルアップを促すような制度にしていきたいというのが皆さんの意見だと思うのですが、レベルを規定し、現在はこうで、上がったなら認定しましょうということまで決めるのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 今日は、段階的に支援していく、盛り立てていくこととそのときの視点としてどこを見てあげればいいのかという話をさせていただきたいと思っておりました。そして、今回は、その案をつくり、段階づけとしてこういう要件を見ていってはどうかというものをお示しできればと思います。

○吉中議長 拾い切れていないご意見もあったかもしれませんが、議事録には残りますので、事務局ではそれを精査し、具体的なたたき台を考えていただければと思います。

先ほど、綿貫委員から、言葉の使い方、生息域内保全について、曲解して広く捉えられてしまわないように気をつけたほうがいいというご意見がありましたが、それはそのとおりで、それに注意した上で、伊勢委員がおっしゃったように、直接、生息域でやっていること以外でも生息域内保全に大きく役に立っていることをいろいろな園でされていると思いますので、それらも整理し、しっかりと盛り立てていくことを考えていただければと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 今日は条例で言う動物園とはこういう取組をしているところだということをお前提とした上で、どうなれば認定されるのかというイメージをお話しさせていただきましたが、そのポイントを共有できたのかなと思っております。

先ほどの域内保全や域外保全、あるいは、保全という言葉遣いは条例をつくる上でもかなり気をつけました。動物園側としては、保全をやっています、保全に取り組んでいますと言っていたり、タイトルとして保全を冠したりすると、生息域内や生息域外が維持回復され、生態系の調和が取れているということまで指すのかもしれませんが、動物園がそれを直接やっているわけではなく、そのためにこういうことをするのだということをお示し言わないと駄目だということでした。

ただ、ここの定義でも、域外保全をやっていますではなく、計画を持ち、そのための取組をやっているという趣旨で域外保全の取組としたところです。そういうことが共有できればよかったわけですが、今回はそれを踏まえて実際の要件や制度の在り方についてお示しいたしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（神岡山動物園長） 今、動物園の定義なり保全活動の取組状況から評価していくということのほか、良好な動物福祉の確保も同じようにあります。施設が古くなり、資金的に難しい、将来に大きな改修があればそのときにできるかもしれませんが、動物福祉について、今、実際にはできていないけれども、やっていきたいということも評価の対象になるのかなと考えております。

外から見たら動物福祉ができていないと評価されるところがあるかもしれませんが、繰り返しますけれども、どういう方向に動物園や水族館が向かっていくのかが園内でしっかりと議論され、こういう方向に行くのだということが発信されていれば評価できるものとなるのかなと思っております。

○吉中議長 大変重要な点かと思えます。

今日はあまり話題になりませんでした。円山動物園の動物福祉の部会が別途立ち上がっていますので、そこでの議論を参考にさせていただきながら、どこまで呼びかけるのかは考えていきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○並木委員 確認ですが、福祉の充実の度合いについても、円山動物園動物福祉部会の議論を参考に、こちらの部会として提案するのでしょうか。検討事項の中には明確にはないですよね。認定要件の中に福祉という文言はないですよね。

○事務局（森山調整担当係長） 資料6の4番目の要件設定の二つ目のボツに良好な動物福祉の確保の取組とあり、どこまで求めるかを載せさせていただいております。

動物園の定義に動物福祉が云々とは書いておりません。これは、どういうことをやっている施設かには入れないという整理があつてのことです。ただ、認定制度化したときの要件には動物福祉の取組を全く入れないわけにはいかないもので、どういう取組をしていけばいいのか、どこを見ればいいのかは詰めないといけないと考えております。

ただ、今のところ、一つ一つの種でここまで取り組んでいないとだめだとすると、全部を見て、そうかどうかのチェックが必要になります。また、それが合っているか、科学的知見からの調査が必要になりますが、基準も流動的ですし、そこまでのことをするのはなかなか難しいと思っております。ですから、先ほど園長の神から話をいたしました。その動物園としてどういう考えで動物を取り扱っているのか、そして、どのような仕組みで、どのようによくしようとしているのか、その計画性や実行するシステムがどうなっているのかを見て認定することになるかとイメージしております。

○綿貫委員 もう一つ、福祉で関係するのですが、円山動物園動物福祉部会は、ここにいる大型の哺乳類が中心になるかと思うのですが、認定のほうで考えますと、魚類や昆虫にも配慮すべきか、世の動物園でも議論している途中で、それは宿題になるのかなという気がします。

例えば、水族館だとお魚のタッチング水槽がありますけれども、動物園条例の大きな枠組みからは野生動物との触れ合いはNGとはっきり書かれていますよね。でも、水族館の飼育動物はコイや金魚を除くとほとんどが野生生物ですが、それも否定してしまうのかということになるかと思えます。

また、それはオーケーだとしても、動物福祉上、許容される程度は哺乳類と魚類では違いますよね。魚はこの程度のタッチングならオーケーだとしても、個体の入れ替わりが激しく、どんどん消費していくところであれば、それは望ましくないだろうということに

なってくると思いますので、そこが今後の宿題になってくるということです。

○吉中議長 大変重要なご指摘でした。

条例の中でも最新の科学的知見を用いて、その都度、判断するとなっておりますので、一方で最新の知見を積み重ねていくことが必要になってきますね。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 お気づきの点がありましたら、事務局にご意見をいただければと思います。

それでは、次回会議の予定についてです。

事務局からお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 次回部会は、資料5に検討スケジュールを載せておりますが、9月中旬頃を考えております。なお、次回からはオンラインで開催できればと思っております。その調整を今週中にさせていただければと思います。

今後、オンラインでやっていくわけですが、会議は会議として位置づけ、しっかりとやらせていただくのですが、会議以外での質疑やこちらからの情報提供もあるかと思っております。それらはメールでやり取りを考えているのですが、全員でやり取りすることにしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局（森山調整担当係長） それでは、そのようにさせていただきます。

今回は、今回議論していただいた在り方を前提に、認定要件について、こういったポイントで、こういう基準を考えたらいいのではないかという案についてご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉中議長 それでは、そのようにいたします。

以上で予定されていた議事は全て終了いたしました。

全体を通して何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、マイクを事務局にお戻しいたします。

5. 閉 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 本日は、長時間にわたり、ご議論をありがとうございました。

初日から深い議論になったと感じております。先ほど森山から次回の会議の資料の調整をとという話がありましたけれども、その難しさも感じました。

こちらからの事務連絡ですが、先ほど森山から話したとおり、次回以降はオンラインでの開催とし、候補日は別途確認させていただきますので、出席の可否についてご返信をいただければと思います。

本日は、ありがとうございました。

以 上